

営農型発電設備の設置と 農地転用許可に関する農林水産省の通知の概要

平成25年4月1日、農林水産省(「農水省」)は、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」と題する通知(平成25年3月31日付け。「本通知」)を公表した。本通知により、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合には、当該支柱について、農地法上の一時転用許可が必要になることが明らかにされた。本ニュースレターでは、本通知の概要を説明するとともに、実務上の若干の留意事項について説明する。

1. 本通知策定の背景

近年、支柱を立てて営農を継続するタイプの太陽光発電設備(「営農型発電設備¹」)が、新たに技術開発されて実用段階となってきた。営農型発電設備を設置した場合、一つの農地上で農業と太陽光発電とを両立することができる。

かかる営農型発電設備を設置するにあたっては、農地法上の農地転用許可の対象となるかが問題となる。農水省においては、この点につき、具体的な文書化はされていなかったものの、従前、営農型発電設備の支柱部分及び支柱以外の部分のいずれの部分についても農地転用許可が必要と解されてきたようである。しかしながら、その一方で、許可権者(都道府県知事等)が農地転用許可を不要とし、それに基づき転用許可を受けないまま営農型発電設備が設置された事例も存在した。このように、営農型発電設備が農地転用許可の対象となるか必ずしも明らかでない状況が続いており、法解釈の明確化が望まれていた。

このような状況下で、本通知は、営農型発電設備の下部の農地で農業生産が継続されるよう確保される必要があること等を前提に、営農型発電設備の設置における農地転用許可制度の取扱いの基準を具体化かつ明確化したものである。

2. 本通知の概要

農水省は、農地²に営農型発電設備を設置するにあたっては、支柱について、農地法上の転用許可が必要になるとの立場を明らかにした上、当該支柱の設置については、一時転用許可の対象として設置の可否が判断されるものとした。

その具体的な内容は以下のとおりである。

¹ こうした設備はソーラーシェアリングと呼ばれることもある。

² 厳密には、本通知の対象は、「農地法の運用について」と題する農水省の通知(平成21年12月11日付け)に定められている、農用地区域内農地、甲種農地、及び第1種農地に限られ(概ね、一定規模以上の優良な農地がこれらに該当する。)、同通知に定められている第2種農地及び第3種農地は本通知の対象に含まれていない。これは、従前より、第2種農地及び第3種農地については、一定の要件を満たせば、太陽光発電設備の設置のための転用が許可されてきたことを踏まえたものであると考えられる。

(1) 一時転用許可の要件等

営農型発電設備の支柱に係る一時転用許可を行う場合には、以下の事項に該当することが、許可権者により確認される。

ア 申請に係る転用期間が3年以内の期間であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提とする営農型発電設備の支柱を立てることを利用の目的とすること。

イ 簡易な構造で容易に撤去できる支柱として、申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。

ウ 下部の農地における営農の適切な継続が確実で、パネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっており、支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められること。

また、位置等からみて、営農型発電設備の周りの農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

エ 支柱を含め営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。

また、営農型発電設備の支柱に係る一時転用許可には、以下の条件が付される。

ア 営農型発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。

イ 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。

ウ 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。

エ 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。

オ 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

なお、上記「営農の適切な継続」については、以下の場合には、営農の適切な継続が確保されていないと判断される。

ア 営農が行われない場合

イ 下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合

ウ 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合

エ 農作業に必要な機械等を効率的に利用することが困難であると認められる場合

(2) 一時転用許可後の報告等

営農型発電設備の支柱について転用許可を受けた者は、下部の農地において生産された農作物に係る状況(収量等)を、収穫した年の翌年2月末日までに許可権者に報告する必要がある(年に1回の報告義務)。

また、一時転用許可後、営農の適切な継続が確保されなくなった場合、又は確保されないと見込まれると判断される場合には、許可権者により、必要な改善措置を講ずるよう指導がされる。さらに、当該指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合、営農が行われない場合、又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、許可権者により、営農型発電設備を撤去するよう指導がされる。

(3) 再度の一時転用許可

一時転用許可の期間は最長で3年である。転用期間が満了する場合、改めて一時転用許可要件の確認をした上で、再度一時転用許可を行うことができる。再度の一時転用許可にあたっては、それまでの転用期間における下部の農地での営農の状況について勘案した上で、総合的な判断がされる。

(4) 設置者と営農者が異なる場合の取扱い

営農型発電設備を設置する者(以下「設置者」という。)と下部の農地において営農する者(以下「営農者」という。)が異なる場合には、支柱に係る一時転用許可に加えて、下部の農地につき、民法 269 条の 2 第 1 項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための農地法 3 条の許可を行うことが必要である。

また、転用許可の申請にあたり、支柱を含む営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面の提出も必要となる。

3. 留意事項

本通知により、営農型発電設備の設置における農地転用許可の要否及びその内容について、一定の明確化がされた。しかしながら、一時転用許可の対象となる支柱は簡易な構造で容易に撤去できるものに限定されること、許可の期間が最長で 3 年であること、及び下部の農地における営農の内容について一定の基準が設けられていることなど、本通知に基づく一時転用許可には制約も多く、本通知を契機に営農型発電設備の設置が進むかは予断を許さないと考えられる。

特に、許可の期間が最長で 3 年であり、期間が満了するたびに再度許可を得る必要があること等を踏まえれば、本通知の公表後も、営農型発電設備の設置に対して大規模な投資又は長期的な投資を借入や第三者からの出資等の資金調達を行って実行するのは容易ではなく、長期間の借入をプロジェクトファイナンスで行おうとする場合の障害要因が除去されているわけではない。

以上

* 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、以下の執筆弁護士までご連絡下さいますよう、お願い申し上げます。

© Anderson Mori & Tomotsune 2013

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
〒106-6036
東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

弁護士 池永朝昭
電 話: 03-6888-1070
Eメール: tomoaki.ikenaga@amt-law.com

弁護士 小林英治
電 話: 03-6888-1096
Eメール: eiji.kobayashi@amt-law.com

弁護士 加藤好隆
電 話: 03-6888-4714
Eメール: yoshitaka.kato@amt-law.com